

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年8月27日
【会社名】	東海ソフト株式会社
【英訳名】	TOKAI SOFT CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾上 雅憲
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 山下 一浩
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区則武二丁目16番1号
【縦覧に供する場所】	東海ソフト株式会社 東京支店 (東京都港区浜松町二丁目2番12号SC浜松町ビル1) 東海ソフト株式会社 大阪支店 (大阪市中央区本町一丁目6番16号いちご堺筋本町ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長尾上雅憲及び常務取締役山下一浩は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループ全社である当社及び連結子会社1社を対象として実施した全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、当社グループはシステム開発を主たる事業としており、経営管理上各事業拠点における売上高が事業活動の規模を示す指標として重視されていることから、事業拠点を選定する指標として売上高が適切と判断しております。全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とし、当社を重要な事業拠点として選定しております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きくかわる勘定科目として、事業活動において多額に計上される売上高、売掛金、買掛金、売上原価（労務費、外注加工費、経費）、及び仕掛品に係る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における総原価の見積りプロセス、のれん及び顧客関連資産の評価プロセス、税金・税効果プロセス、関係会社株式の評価プロセス等）を評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。